

### 第三者評価結果

事業所名：ぶどうの実鷺沼園

#### A-1 保育内容

A-1- (1) 全体的な計画の作成	第三者評価結果
<p>A-1-(1)-①</p> <p>【A1】 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を作成している。</p>	b
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>全体的な計画は、保育所保育指針などの趣旨をとらえ、保育所の保育理念や保育方針、保育目標などに基づき、子どもの発達過程を踏まえて法人が作成しています。職員へは、研修会等で全体的な計画を説明し、意見があれば園長・主任がまとめ、振り返り評価を行う際に取り入れ次の作成に生かしています。ただし、園独自のものとしての地域の特徴、子育て支援・保護者支援、小学校との連携などの項目が具体的ではありません。今後は、この全体的な計画を基に指導計画を作成することを考慮して、職員全体で話し合い、次年度に向けて園独自性を加味して見直しをされることを期待します。</p>	
A-1- (2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開	第三者評価結果
<p>A-1-(2)-①</p> <p>【A2】 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。</p>	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>施設は、エアコンや空気清浄機を使用し、温度・湿度など常に適切な状態を保持しています。1階の乳児保育室、2階の幼児保育室はワンルームで低い棚などで仕切られ、採光があり、広々として子どもが心地よく過ごせる環境になっています。衛生管理マニュアルに沿って玩具や設備の消毒を行っています。子どもの発達や活動内容に合わせて可動式の棚やサークル、マットなどを利用して子どもがくつろいだり、少人数で落ち着いて遊べるように工夫しています。食事や睡眠、着替えの空間を分け、心地よく午睡できるようにしています。1歳児から午睡には、コット(簡易ベット)を使用しています。手洗い場やトイレは明るく子どもが利用しやすい作りになっており、温水シャワーが設置され清潔に保たれています。</p>	
<p>A-1-(2)-②</p> <p>【A3】 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。</p>	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>日々の保育で子どもの様子や特徴をしっかり観察し、保護者とは送迎時や面談で話し合っ子ども個人差を把握するようにして、年齢では無く今の発達の状況を尊重した保育を実施しています。子どもが安心して自分の気持ちを表現できるよう、気持ちに寄り添い、思いを受け止めるよう努めています。上手に自分を表現できない子どもには仕草や表情から気持ちを汲み取り、スキンシップを心掛け、普段と違うサインを見逃さないよう心がけています。園は、保育目標に「一人ひとりを大切に子ども主体の保育」とし「勇気づけの保育」「裁かない保育」「見守る保育」を保育方針にしています。保育士は子どもたちが安心できるよう信頼関係を築き、保育目標や保育方針などの考えを常に意識して保育にあたっています。職員は、子どもたちにせかず言葉や制止させる言葉などの禁止用語は用いず、子どもに分かりやすい言葉づかいで、おだやかに話しています。</p>	
<p>A-1-(2)-③</p> <p>【A4】 子どもが基本的な生活習慣を身につけることのできる環境の整備、援助を行っている。</p>	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>一人ひとりの子どもの発達に合わせて、保育士は生活に必要な基本的な生活習慣が身につけられるよう配慮しています。保育士は、食事や排泄、着替えなどの場面で個々の子どもの発達状況に合わせた対応をしています。保育士は、子どもの意欲を尊重し、できた気持ちを大切に、できたことを褒めて一緒に喜びを共感しています。生活習慣の取得にあたっては、強制することなく、一人ひとりの子どもに寄り添って対応しています。一日の生活リズムの中で活動と休息のバランスが保たれるよう子どもの体調に合わせて、クラスを超えて協力し、活動を分け部屋で静かに過ごすなど工夫しています。生活習慣を身につけることの大切さについては、保育士が主導するのではなく、子ども自身が生活の流れを知り、自分でやることの大切さを取得できるよう見守り、配慮しています。</p>	
<p>A-1-(2)-④</p> <p>【A5】 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。</p>	a
<p>&lt;コメント&gt;</p>	

保育室は、年齢にあった玩具や教材が用意され、子どもが好きな遊びを選択できる環境を整備しています。玩具や保育室のレイアウトは定期的に見直し、成長に合わせて変えています。幼児クラスの保育室は、コーナーを多数用意し、各コーナーの定員を示すことで子どもは自分で選択し、また順番を待つことを学んでいます。幼児クラスは、日々の異年齢保育の中で年下の子どもが年上の子どもに憧れ、挑戦し頑張ってみたり、年上の子どもは自分がしてもらったように年下の子どもを面倒を見たりすることが、日常の遊びや生活を通して自然に育っています。子どもたちは、天気良ければ、園庭や公園で身体を動かしています。駆け上って足腰を鍛えたり、集団遊びをしたり、季節の自然に触れるなど目的に合わせて公園を選んでいきます。園は、ブロックなどの制作物を展示する場所を設けていますが、数が足りなくなると、子どもたちで話し合い、子ども同士でルールを決めることが出来るよう配慮しています。また、保育士は、日々の遊びや夏祭りなどの行事で何をやりたいのか常に子どもの声を拾い上げて協同して取り組むと同時に、一人ひとりが成長するよう援助しています。

<p>A-1-(2)-⑤ 【A6】 乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	a
---	---

<コメント>  
子どもの発達に応じて、安全に歩行ができたり、のびのび身体を動かしたり、いつでも入眠できるスペースを用意するなど0歳児が長時間を安心して過ごすことができる遊びや環境を整備しています。保育士は、子どもが安心して過ごせるようスキンシップを図って子どもと愛着関係を築き、情緒の安定を図るように努めています。子どものしぐさや喃語に応えた声掛けや対応をしています。年度初めは月齢の差が大きいため個別の対応をしています。成長に応じて手作り玩具や指先を使う玩具など子どもが興味や関心を持つことができるよう配慮しています。外気浴や戸外遊びを取り入れ、一人ひとりの生活のリズムを大切に発達に応じた保育を行っています。保護者とは、日々の送迎時や保育園向けアプリを用いて情報を共有しています。また、離乳食を園で初めて食べる際には、保護者が刻みの大きさや量などを実際に見て確認できるように配慮しています。

<p>A-1-(2)-⑥ 【A7】 3歳未満児(1・2歳児)の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	a
---	---

<コメント>  
3歳未満児の子どもが自分でやってみようとする気持ちを大切に、できないことがあったとしても受け止め、落ち着いて取り組める環境を作るよう努めています。保育士は子どもの様子を見守り、やさしく問いかけ、励ましたりして、できた時は褒め、できた喜びを自信につなげるよう援助しています。子どもが興味を持って知ろうとする探索活動が十分行われるよう、安全に活動できる環境を心掛けています。子どもが望むことは叶え実現できるような環境等を工夫しています。保育士は、友だち同士の関わりを持てるように働きかけ、一人ひとりに適した言葉かけをするなど遊びを通して学べるような環境を整えています。保護者とは、送迎時や保育園向けアプリを用いて情報を共有し、更に日々の様子と違う時に個別面談をして家庭と園での様子を話す機会を設けています。トイレトレーニングなどは、個別に連携を図って無理なく進めています。

<p>A-1-(2)-⑦ 【A8】 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	a
--	---

<コメント>  
3歳児の保育に関しては、移行に向けた1~3月の段階から2歳児クラスは保育室を3歳児クラスに移動して幼児クラスと交流を図っています。関わりを持つことで、子どもたちが興味や関心を持つ内容を個別に把握して、興味関心のある活動に取り組めるよう、保育士は事前に準備をしています。4歳児の保育に関しては、様々な集団遊びなどを通して友だちと楽しみながら活動に取り組めるような環境を整えています。また、4歳児クラスは縦割り保育では中間の存在で甘えたい気持ちの微妙な心の揺れを理解して保育士は関わっています。5歳児の保育に関しては、法人全体で実施している主体的、応答的な関わりを持つプロジェクトを実施しています。プロジェクトは集団の中で一人ひとりの子どもの個性が活かされ、友だちと協力して一つのことをやり遂げる取組となっていて、幼児スタッフだけでなく、全スタッフが関わって援助しています。

<p>A-1-(2)-⑧ 【A9】 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	a
---	---

<コメント>  
園は、バリアフリー構造となっていて、多機能トイレを備えています。障害のある子どもの状況に配慮した個別指導計画は、クラス活動と関連して子どもがどのように関わることができるかを考慮して計画しています。どの子どもも同じ子ども同士として関わり、互いに分け隔てのない心地よい環境になるよう努めています。保護者とは、面談などで連携を密にして、時には保護者と一緒に川崎市西部地域療育センターに行き、対応や助言を参考に園での保育に活かしています。必要に応じて、川崎市西部地域療育センターや川崎市宮前区担当保健師などと連携を図り、相談や助言を受けています。職員は、研修やカンファレンスに参加するなど必要な知識や情報を得ています。また、法人では発達障害についての「マオポポ」委員会があり、学ぶ機会を設けています。保護者には、「保護者会」や入園のしおりで障害のある子どもの保育に関する情報、園での取り組みを伝えています。

<p>A-1-(2)-⑨ 【A10】 それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	a
--	---

<コメント>

家庭での生活リズムから無理なく延長保育ができるよう、一人ひとりの子どもの状況に応じて対応をしています。例えば、疲れが出る時間帯はゆったりとした雰囲気の中、落ち着いて過ごせるよう静かな遊び、元気な子どもにはトランポリンなど状況に応じて対応しています。また、人数の少なくなる時間は、普段できないことを特別にできるようにするなど、子どもの要望に応じています。ぎりぎりまで各クラスやフロアで過ごすように配慮しています。子どもの在園時間や生活リズムに配慮し、保護者の要望で補食、夕食を提供しています。一人ひとりの子どもの様子を記入した個別の状況がわかる「引き継ぎノート」をクラス毎に設けて引き継ぎを行っています。必要と思われる伝達事項は、翌朝、担任以外でも確認できる体制になっていて、担任以外でも保護者と連携が取れるよう配慮しています。また、保育園向けアプリを用いて情報を共有しています。

<p>A-1-(2)-⑩ 【A11】 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。</p>	b
--	---

<コメント>  
全体的な計画に小学校との接続、アプローチカリキュラム、幼児期の終わりまでに育って欲しい10の姿を記載して就学を見通した計画に基づいて保育を実施しています。5歳児は3月の午睡をしない時間を使って集中して学ぶ機会を設けたり、ハンカチやティッシュを入れたポシェットを身につけたり、マスクをつける練習など小学校以降の生活について見通しを持てる機会を設けています。保護者には、個人面談で就学に向けての不安を聞き、就学に向けて”ここまでできると良いこと”などを伝えています。就学に向けた小学校との連携は、例年は小学校に訪問していましたが、コロナ禍で職員とは電話で連携を図っています。5歳児担任が保育所児童保育要録を作成し、園長が確認して小学校に送付しています。障害や特性のある子どもに関しては、小学校を訪問して情報を共有しています。

<p>A-1-(3) 健康管理</p>	<p>第三者評価結果</p>
<p>【A12】 A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。</p>	a

<コメント>  
子どもの健康に関するマニュアルに基づいて一人ひとりの子どもの健康状態を把握しています。子どもの体調の変化やけが・事故に関しては、必要に応じて事前に保護者に電話で報告し、降園時に降園後の対応を話し合い、次の登園時に確認をしています。けがなどの場合は、保育園向けアプリで写真を添付して知らせ、通院を促すこともあります。子どもの健康に関する保健計画は、法人の看護部が作成しています。登園時は子どもの様子を観察し、体温測定、保育園向けアプリの確認や保護者から様子を聞く等しています。子どもの様子は、ミーティングで話し合い、「報連相ノート」に記入して職員は必ず目を通して情報を共有しています。既往歴や予防接種の状況などの新たな情報は、保護者に渡す「健やか手帳」に記入してもらったり、保育園向けアプリで知らせてもらうなどして情報を得ています。保護者には、子どもの健康に関する取組や『菌みぎきのポイント』『鼻水のはなし』など具体的な情報を「保健だより」で知らせています。職員は、乳幼児突然死症候群に関する知識を習得し、0歳児は5分間隔、1歳児は10分間隔、2歳児は15分間隔、幼児は30分間隔のチェックを行い必要な取組を実施しています。保護者には「保健だより」で情報提供しています。

<p>【A13】 A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。</p>	b
--	---

<コメント>  
0・1歳児は年6回、2～5歳児は年3回の健康診断と年1回の歯科健診を実施し、記録しています。保護者とは、「健やか手帳」で健診や身体測定、予防接種など情報を共有しています。また、嘱託医から話があった時は口頭で伝えています。嘱託医とは、日頃から相談したり、助言を受け、情報提供を受けたりしています。健診の結果を受けて歯磨きや手洗いの方法を紙芝居などで子どもたちに知らせたり、役立つ情報を取り入れています。また、低い位置に鏡を設置して、子どもが自分で鼻水に気づき、拭くなど保育に反映させています。

<p>【A14】 A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。</p>	a
---	---

<コメント>  
アレルギー疾患のある子どもに対して、「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」を基に、子どもの状況に応じた対応しています。食物アレルギーについては、医師の意見書を基に川崎市指定の除去申請書を健康管理委員会に提出して対応しています。保護者とは、連携を密にして、家庭での様子、園での対応等話し合っています。食事の提供において、テーブルや椅子、食器を別にしていきます。アレルギーによっては、手洗いだけでなく、口の周りを拭き、足の裏も払ってから席に着くなど気を配っています。他の子どもたちには、なぜ違うのかを説明して理解を促し、アレルギー児の安全を図っています。職員は、法人の調理部会でアレルギーに関することを学び、対策を講じ、改善がされています。また、エピペンの練習用トレーナーを使用して全員が研修を受けています。園のアレルギー疾患や慢性疾患等についての取組は「保健だより」で保護者に伝えています。

<p>A-1-(4) 食事</p>	<p>第三者評価結果</p>
<p>【A15】 A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。</p>	a

<コメント>

子どもたちが、食に関する豊かな経験ができるよう、年間指導計画にクラスごとの食育の項を設け取組んでいます。食育では、年齢に応じて食材を触る、食事のマナー、夏野菜栽培、栄養素の理解や幼児はクッキングなどにも取り組んでいます。子どもたちは、食事を食べたくなった時に好きな友だちと好きな場所に座って自分のペースで食べていて、子どもが楽しく食事ができる環境を作っています。保育士は、子どもの発達に合わせた食事の援助を適切に行っています。物を大切に扱うよう陶器の食器を使用し、食器や食具は、年齢や発達に合わせた大きさの物を使用しています。幼児は食具を子どもに選択してもらい、箸は無理に使わないとしています。食事の際に乳児には「これくらい食べられる？」と確認し、幼児は自分で申告するなど量を加減できるようにしています。保護者には、給食だよりなどでレシピや『よく噛んで食べよう』『夏は「ひえひえ」にご用心』などの情報を伝えています。また、保育参加の際に給食を試食できるようにしています。

【A16】 A-1-(4)-②  
子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。

a

<コメント>

調理室は大きなガラス窓になっていて、調理の様子を見ることができます。味覚の形成時期の子どもたちに「だしの味がわかる子どもに育てたい」として、和食を基本にして、系列園持ち回りで献立を作成しています。季節感を大切に旬の食材を使い、季節の行事に合わせた献立を取り入れています。各地の郷土料理も取り入れています。調理員は、ミーティングで保育士から子どもの食べる量や嗜好、喫食状況を聞き、残食記録と共に把握しています。把握した内容は子どもたちが食べやすくなるよう味付けや切り方、調理方法を工夫して次に活かしています。調理員は、昼食時にクラスを巡回して食事の様子を見たり、幼児クラスの配膳をしながら子どもの様子を見ています。また、食育と一緒に活動して話を聞いています。給食室の衛生管理は「衛生管理マニュアル」に沿って適切に対応しています。

## A-2 子育て支援

### A-2-(1) 家庭と緊密な連携

第三者評価結果

【A17】 A-2-(1)-①  
子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。

a

<コメント>

登園時に家庭での様子を聞き、降園時にその日の子ども様子を伝え、保護者と情報交換をしています。乳児クラスは保育園向けアプリを活用して毎日の家庭と園の連続性を考慮して日常的な情報交換をしています。保育参加や個人面談、年3回行われる「保護者会」などで、保護者に日常の保育の様子、園の取組や具体的な保育内容、目的を伝えています。保育参加や行事開催時には、保育の意図やそこに至るまでの経緯を保護者に伝えるなど子どもの成長を共有できるように支援しています。コロナ禍で参加できない行事や日頃の保育の様子などをDVDを配布して保護者に知らせています。家庭の状況、保護者との情報交換を個別記録、面談記録に記録しています。

### A-2-(2) 保護者等の支援

第三者評価結果

【A18】 A-2-(2)-①  
保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。

a

<コメント>

職員は、毎日の送迎時に保護者に声掛けして、コミュニケーションをとり、日頃から保護者と信頼関係を築けるよう努めています。また、常に保護者自身にも関心を向けるように心がけています。個人面談以外にも一年を通じていつでも相談しやすい雰囲気を作るように配慮しています。保護者からの相談だけでなく、園からも普段の子ども様の状況と違いがあれば保護者に声掛けをして時間をもらい面談しています。保護者の就労や個々の事情に配慮して、保護者の都合に合わせて相談に応じられるよう取組んでいます。相談の際は、プライバシーが守られる環境を用意して、落ち着いた話ができるよう配慮しています。相談内容は適切に記録し、情報を共有しています。相談を受けた職員が適切な対応ができるよう、園長から助言を受けられる体制になっています。

【A19】 A-2-(2)-②  
家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。

b

<コメント>

職員は、朝の受け入れ時の観察や登降園時の保護者の対応、着替えの際の観察など虐待等権利侵害の兆候を見逃さないよう、状況の把握に努めています。虐待等権利侵害の可能性があると感じた時は、園長・主任に報告し、緊急性があるのかそうでないのか宮前区役所担当保健師に問い合わせをするなど確認して適切に対応を協議する体制がとられています。園長は、小さな気付きを大切にしている、日頃から保護者と接点を持ち、コミュニケーションを図り、状況を聞ける関係性を築くよう心掛けています。職員は、法人の合同研修で虐待等権利侵害に関する理解を深め、更に園の総括で子どもの状況や関わりから職員みんなで考える取組を行っています。川崎市中部児童相談所や保健師などと連携を図り情報共有しています。園は、マニュアルの存在を知らない職員がいたことから、今後はマニュアルを見直し、更にしっかりと職員に周知していくと考えています。

## A-3 保育の質の向上

### A-3-(1) 保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）

第三者評価結果

【A20】 A-3-(1)-①  
保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。

b

<コメント>

年間指導計画、月間指導計画、週案などの指導計画や保育日誌などの記録は、振り返りを文章化できる書式になっており、自己評価は意図とした保育のねらいが達成されたか記入しています。保育の自己評価は、子どもの成長や意欲を大切に、結果だけでなく取り組む過程を重視しています。保育士は定期的に自己評価を行い、振り返りを次の計画に反映させています。職員は、月毎、週毎にそれぞれ自己評価を話し合い互いの学び合いにしています。また、園全体でのお互いの気づきや学びの機会を設けています。専門性の向上に関しては、法人として年間のテーマを決め、合同研修など一年を通して職員が学ぶ機会を作っています。年度末に実施したクラスごとの総括を園全体の自己評価につなげています。